

## 東山区における人口減少に対する取組に関する調査業務委託仕様書

### 1 事業の趣旨及び委託業務の目的

本区では、第3期東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2025」に掲げる「住んでこそ！東山プロジェクト」の推進を検討している。本プロジェクトは、人口減少が著しい東山区において、その現状と課題を整理し、これまでの地域や行政等の取組を参考にしながら、区民の定住意欲や区外からの移住意欲を喚起するなど、人口減少に歯止めをかけるとともに、地場産業などの活性化により、活力ある地域づくりを目指して取り組むものである。

本業務は、本プロジェクトの検討に係るデータ収集及び資料作成を行うことを目的とする。

参考：「東山・まち・みらい計画 2025」 p.15

<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000284601.html>

### 2 履行期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

ただし、下記業務内容のデータについては、令和4年1月14日（金）までに納品を行うこと。なお、提案内容によりデータ取得に時間を要するものは協議による。

### 3 委託業務の内容

委託する業務内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 東山区のデータ（統計や市場調査等）の整理による地域ごとの特性資料作成

区内11学区のデータについて、以下の項目及びこれ以外の項目で人口減少対策・定住促進などに関わる地域のデータで有効と思われるものを提案し、収集のうえ、地図や表などで地域（学区）ごとの特徴を分かりやすい表現でまとめる。

ア 人口動態（例：自然増減、流出入人口、年齢・属性別等）

イ 不動産動態（例：不動産取得価格の目安や流通件数等）

ウ 福祉、子育て、買い物利便施設、医療施設等生活利便施設等の区内施設情報

エ その他、本事業の実現につながる人口減少対策・定住促進などに関わる地域のデータ（統計や市場調査等）で有効と思われるものを提案する。

※データの取得に要する費用は委託に含むものとする。

※令和2年度国勢調査データを資料に含むものとする。

### 4 前払い金

前払い金は支払わない。

## 5 実施体制

受託者は、本業務に係る統括及び管理を行う業務実施体制を本区に提出すること。

## 6 成果品の提出等

### (1) 成果品

本区に納品する成果品は、以下のとおりとする。なお、受託者が引き渡した成果品に関する権利（著作権等）の一切は本区に帰属するものとする。

ア 東山区の統計等データの整理による地域（学区目安）ごとの特性資料

イ 資料作成に関して収集・作成したデータ一式

### (2) 提出形式

紙資料を2部提出するものとする。また、電子データをCD-ROMに記録して提出するものとする。データは、Microsoft Excel 形式、Microsoft Word 形式、Microsoft PowerPoint 形式、pdf 形式のいずれかとし、その他の形式については、本区の承諾を受けけるものとする。

## 7 業務の進め方

- (1) 受託者は、本業務を仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 委託者は、本業務の実施にあたり、事前に業務実施計画書、業務工程表及び業務体制表を提出し、本区の承諾を受けけるものとする。
- (3) 委託者は、本業務の実施にあたり、逐次、本区と協議を行い、本区の指示により業務を進め、業務の結果については速やかに報告を行うこと。
- (4) 受託者は、本区と打ち合わせを行った内容について、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。

## 8 貸与品等

- (1) 本区の所有するデータについては、協議のうえ適宜提供を行う。
- (2) 受託者は、貸与された資料の取り扱いには十分に注意し、破損及び紛失しないよう配慮する。
- (3) 受託者は、貸与された資料を本区の下承を得ることなく複製してはならない。
- (4) 受託者は、貸与された資料を業務完了後又は本区の指示があるときは、速やかに返却するものとする。また、複製した資料があるときは、当該資料も同様とする。

## 9 業務完了後の提出書類

- (1) 完了通知書
- (2) 納品書

- (3) 請求書
- (4) その他本区が必要と認める書類

#### 10 提出書類

受託者は、本業務の実施にあたり、契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し、本区の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) その他本区が必要と認める書類

#### 11 その他

- (1) 受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を、本区の了承を得ることなく他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (2) 本区が提供する貸与品を、本業務に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の目的の範囲内であっても、受託者は、本区の了承を得ることなく第三者に内容を提示し、又は使用させてはならない。成果品についても同様とする。
- (3) 本業務実施中に、受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本区に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本区の指示に従うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本区と協議を行うものとする。
- (7) 受託者は、業務完了後、成果品等に不備があることが発見されたときは、本区の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。